

あんしんファミリーケータイ基本パック利用規約

ソフトバンク株式会社

表示価格は税込です。
消費税の計算上、請求金額と異なる場合があります。

※2020年3月11日をもって、「あんしんファミリーケータイ基本パック」の新規受付は終了いたしました。

第1章 総則

第1条（本規約の適用）

1. 本「あんしんファミリーケータイ基本パック利用規約」（以下「本規約」といいます）は、当社が提供する本サービス（第2条に定義します）の利用に関し適用されます。本サービスのお申込みを以って、本規約に同意いただいたものとみなします。
2. 本サービスのご利用にあたり、本規約のほか、当社が別途定める「3G通信サービス契約約款」及び、「4G通信サービス契約約款」（以下総称して「サービス約款」といいます）、ならびにウェブ利用規約が適用されるものとします。
3. 本規約に記載されていない事項については、サービス約款に記載されている内容によるものとします。本規約に定める内容とサービス約款との間に齟齬が生じた場合、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
4. 当社は、当社ホームページでの告知その他当社所定の方法にて利用者に通知することにより、本規約を変更することがあります。その場合、本サービスの提供条件は変更後の規定によるものとします。

第2条（定義）

本規約において用いられる用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 「本サービス」とは、本規約に基づき、当社が「あんしんファミリーケータイ基本パック」の名称の下で、当社の電気通信サービスのご契約者向けに提供する第4条に規定する複数のオプションサービスのすべてを、契約者回線1回線ごとに、各オプションサービス利用料の合計額に代えて、第12条に規定する月額使用料にて提供するサービスをいいます。
- (2) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく当社との契約をいいます。
- (3) 「申込者」とは、第6条に定める要件を満たす方のうち、当社の定める方法により利用契約の申込をした方をいいます。
- (4) 「利用者」とは、本規約に基づき本サービスを利用する方をいいます。
- (5) 「サービス契約者」とは、当社が提供する3G通信サービス、または4G通信サービスの契約者（以下総称して「サービス契約者」といいます）をいいます。

第3条（個別サービスとの関係性）

1. 第4条に規定する各個別のオプションサービスについて、本サービスへの申込を以て、各個別のオプションサービスへの申込及び、各個別のオプションサービスの定めるサービス約款及び規約への同意を行ったものとします。各個別のオプションサービスの提供に関しては、当該個別のオプションサービスの定める規約が本規約に優先して適用されるものとします。ただし、第2章の各条項についてはこの限りではありません。
2. 利用契約が終了した場合、利用契約に基づく各個別オプションサービスの契約も同時に終了するものとします。

個別のオプションサービスの利用規約

留守番電話プラス	https://www.softbank.jp/mobile/set/common/pdf/legal/spguide/service/voice_mail_plus.pdf
一定額ストップサービス	https://www.softbank.jp/mobile/set/data/legal/spguide/pdf/sp_buy_un.pdf
紛失ケータイ検索サービス	https://www.softbank.jp/mobile/set/common/p/pdf/service/search_phone/terms_of_search_phone.pdf

第2章 本サービス

第4条（本サービスの内容）

1. 本サービスは以下に定める各種個別オプションサービスより構成されます。
 - (1) 留守番電話プラス (通常月額使用料：330円)
 - (2) 割込通話 (通常月額使用料：220円)
 - (3) グループ通話 (通常月額使用料：220円)
 - (4) 一定額ストップサービス (通常月額使用料：110円)
 - (5) 紛失ケータイ検索サービス (本サービス限定)
2. 当社は、当社が必要と判断する場合、本サービスの全部または一部を、あらかじめ利用者に通知することなく変更・追加・または廃止をすることができます。

3. 各サービスの利用にはパケット通信を利用できるサービス（ウェブ使用料またはデータプラン）への加入が必要です。

第3章 利用契約

第5条（申込方法）

本サービスの利用を希望する場合、当社の定める方法に従い、本規約に同意の上で利用契約の申込を行う必要があります。

第6条（申込条件・契約の成立）

1. 当社は、前条の申込があった場合、申込者がサービス契約者である場合に限り申込を承諾するものとし、申込の承諾を以って利用契約は成立します。
2. 本サービスへの申込みは、サービス契約者による、携帯電話機の購入時（新規回線契約／機種変更）、USIM 単体での契約締結時、または料金プラン「基本プラン(音声)」への新たな申込時に限るものとします。
3. 当社は、申込者が前2項の条件を満たしている場合でも、申込者がサービス契約に関する債務の支払いを過去に怠ったことがある場合または現に怠るおそれがある場合は、申込みを承諾しないことがあります。

第7条（解約方法）

1. 利用者は本サービスを解約する場合、当社の定める方法に従い、利用契約の解約申込を行うものとします。
2. 契約者回線に係るサービス契約が理由のいかんを問わず終了したとき、本サービスは自動的に終了するものとします。

第8条（当社による解除）

当社は、利用者が、本サービスの月額使用料その他の債務について、その支払期日を経過しても支払わないとき、その他当社が利用者による本サービスの利用の継続を不適当と判断した場合は、利用者に対するなんらの催告等を要せず、本サービスを解除することができるものとします。

第9条（サービス契約の譲渡・承継）

契約者回線に係るサービス契約について、利用権の譲渡または承継が行われたときは、本サービスの資格も譲受人に譲渡または承継されるものとします。ただし、譲受人から本サービスの資格の承継を希望しない旨の申し出があった場合は、利用権の譲渡承認の日をもって本サービスの資格は消滅するものとします。

第10条（解除条件）

利用者が電話番号・メールアドレスお預かりサービスに申し込まれた場合、利用契約は解除されるものとします。

第11条（サービスの適用期間）

1. 本サービスの適用期間は、本サービスの申込みを受け当社がそれを承諾した日から解約の日までとします。
2. 当社が本サービスを廃止した場合、本サービスの利用契約は終了します。

第12条（月額使用料）

1. 本サービスの月額使用料は、サービス契約ごとに月額 550 円とします。
2. 月額使用料は、請求月に従って計算するものとし日割り計算を行いません。
3. 本サービスに含まれる個別オプションサービスの一部を解約した場合は、本条に規定する月額使用料の適用を廃止し、サービス約款や、個別オプションサービスの規約に規定する料金を適用します。
4. 本サービスに含まれる個別オプションサービスの利用の際に発生する通話料及び通信にかかるパケット通信の費用は、別途利用者が負担するものとします。
5. 「データ（パケット）定額サービス」未加入の利用者は、ご利用状況によりパケット通信料が高額になる場合がありますので、「データ（パケット）定額サービス」への加入を推奨します。

第3章 雑則

第13条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービス申込み時の虚偽登録または届出事項につき、虚偽の事実を当社に届け出る行為
- (2) 本サービスを自己使用以外の商用その他不正の目的をもって利用する行為、またはその準備を目的とする行為
- (3) 当社または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、肖像権、その他法令上または契約上の権利を侵害する行為
- (4) 本サービスまたは当社もしくは第三者が管理し本サービスの用に供する設備の機能を妨げる本サービスの提供を妨害し、またはその支障となる行為
- (5) 上記各号の他、法令、本規約、約款もしくは公序良俗に違反する行為、または違反するおそれのある行為

(6) その他当社が合理的理由に基づき不適切と判断する行為

第14条 (DM、宣伝物等の発送)

利用者は、当社が、利用者に対し、サービス契約者に係る情報を利用し、メール型のe DMの配信や、DM及び宣伝物等を発送する場合があることをあらかじめご承諾いただきます。

第15条 (準拠法)

本規約及びこれに関する一切の法律関係については、日本国法を準拠法とし、本規約は日本国法に従って解釈されるものとします。

第16条 (合意管轄)

本規約に関連して生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

※表示価格は税込です。消費税の計算上、請求金額と異なる場合があります。

改訂日：2023年5月19日